

「外国為替及び外国貿易法」に基づく規制について

現在当行では、「外国為替及び外国貿易法(外為法)」に基づく経済制裁措置等の実施のため、お客さまからご依頼いただいた外国送金取引が「資金使途規制」等に該当しないことを確認させていただきます。

ご相続資金のお振込み等の際し、お客さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。なお、「資金使途規制」等に該当しないことが確認できない場合には、お取引をお断りせざるを得ないことがありますので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

外為法に基づく資産凍結等の措置抜粋(平成0年3月9日現在)

(1)北朝鮮への「資金使途規制」

北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器関連の計画又は活動に貢献し得る活動に寄与する目的で行う支払い

(2)北朝鮮に対する「支払の原則禁止」

北朝鮮に住所等を有する個人等に対する支払い

(3)イランへの「資金使途規制」

イランへの核活動又は核兵器運搬手段の開発に関連する活動およびイランへの大型通常兵器等の供給に関する活動に寄与する目的で行う支払い